

令和 4 年度 教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う

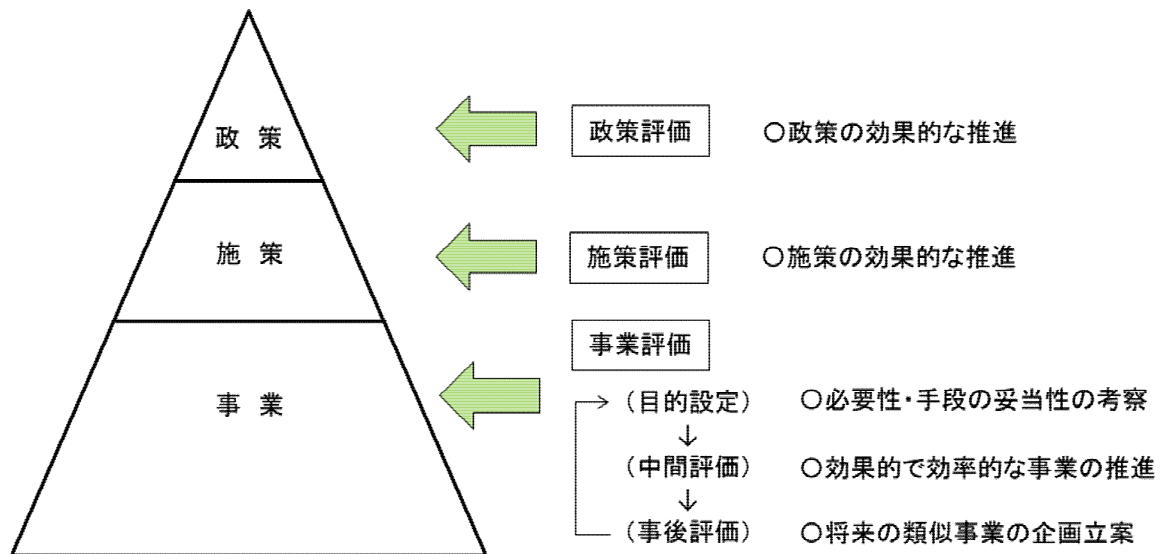
政策等の評価に関する実施計画等について

I 令和 4 年度の評価実施計画の概要について

【教育委員会】 ※知事部局と同様

1 政策評価・施策評価・事業評価について

(1) 教育委員会における評価の体系について



・「令和 4 年度教育委員会が行う政策等の評価」の対象は、1 政策、6 施策、32 事業（中間評価件数）となっている。

(2) 事業（中間）評価について

① 評価は、継続中の事業について、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点から実施する。

○「必要性」：現状の課題に照らした妥当性、住民ニーズに照らした妥当性、県関与の妥当性

○「有効性」：事業目標の達成状況

○「効率性」：コスト削減のための取組状況

② 総合評価は、①の評価結果を踏まえ、「A」継続、「B」改善して継続、「C」見直し、「D」休廃止、「E」終了の 5 段階で判定する。

(3) 施策評価について

施策には次の 2 種類の指標が設定されている。

・代表指標：「施策」の効果や成果を最も適切に表す成果指標（アウトカム）

・成果指標・業績指標：成果指標は、代表指標を補足して「施策」の効果や成果を表す指標（アウトカム）であり、業績指標は成果指標の該当がない場合等に用いる施策の取組量を表す指標（アウトプット）。

- ① 定量的評価は、施策の代表指標の達成状況から判定する。

【代表指標の達成率の判定基準】

実績値 $\geq$ 現状値	a	達成率 $\geq 100\%$
	b	$100\% > \text{達成率} \geq 90\%$
	c	$90\% > \text{達成率} \geq 80\%$
	d	$80\% > \text{達成率}$
現状値 $>$ 実績値	d	実績値が前年度より改善
	e	実績値が前年度より悪化
実績値が未判明	n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評価結果	判定基準
「A」	代表指標が全て「a」
「B」	代表指標に「b」があり、「c」以下がない
「C」	代表指標に「c」があり、「d」以下がない
「D」	代表指標に「d」、「e」を含む ただし、「E」、「N」に該当するものを除く
「E」	代表指標が全て「e」
「N」	代表指標に「n」を含む

- ② 定性的評価は、成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から定性的に判定する。
なお、代表指標が未判明の場合は、中間動向等を参考にしつつ、上記の方法により判定する。
- ③ 総合評価は、定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から評価を行い、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で判定する。

(4) 政策評価について

- ① 定量的評価は、体系下にある各施策の評価結果の平均点から判定する。

施策評価結果の配点 A:4点、B:3点、C:2点、D:1点、E:0点	
「A」	平均点が4点
「B」	平均点が3点以上4点未満
「C」	平均点が2点以上3点未満
「D」	平均点が1点以上2点未満
「E」	平均点が1点未満

- ② 定性的評価は、施策の推進状況等（社会経済状況等を踏まえた場合に特に考慮する必要がある施策の取組状況とその成果など）から定性的に判定する。
- ③ 総合評価は、定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から評価を行い、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で判定する。

【公安委員会・警察本部長】

1 政策評価・施策評価・事業評価について

(1) 政策評価は、令和3年の県警察の重点目標のうち、以下の3項目を対象とする。

- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 交通死亡事故の抑止
- 被害者支援の推進

(2) 施策評価は、政策評価を行う重点目標の推進事項のうち、予算事業を伴う7施策を対象とする。

(3) 事業評価は、予算事業9事業を対象とする。

2 政策評価・施策評価・事業評価について

(1) 政策評価について

① 政策評価は、数値目標の達成度により一次的な判定をした後、政策を構成する施策の評価を踏まえて総合的な評価を、A、B、C、Dの4段階のいずれかに判定する。

「A」：目標を達成

「B」：目標を8割以上達成

「C」：目標達成が6割以上8割未満

「D」：目標達成が6割未満

(2) 施策評価について

① 評価は、施策の必要性、有効性及び緊急性の観点を「A」、「B」、「C」の3段階で評価した結果を踏まえ、「A」、「B」、「C」の3段階で総合評価する。

(3) 事業（中間）評価について

① 評価は、継続中の事業について、「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点を「A」、「B」、「C」の3段階で評価した結果を踏まえ、A「妥当性が高い」、B「概ね妥当である」、C「妥当性が低い」の3段階で総合評価する。

- 「必要性」：現状の課題に照らした妥当性、住民ニーズに照らした妥当性
- 「有効性」：事業目標の達成状況
- 「効率性」：経済性の妥当性

Ⅱ 令和４年度の政策等評価の審議について

1 政策評価委員会の所掌事務等について

○秋田県政策等の評価に関する条例

(委員会の設置及び所掌事務)

第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、実施機関の諮問に応じ政策等の評価に関する事項を調査審議する。

○秋田県政策等の評価に関する基本方針

第11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項

1 秋田県政策評価委員会の所掌事務

条例第10条第2項に規定する政策等の評価に関する事項とは、実施機関が行った評価結果の妥当性の点検及び評価制度に関する事項をいうものとする。

2 評価結果の妥当性の点検について

(1) 政策評価について

① 総合評価について

- 定量的評価と定性的評価による総合的な評価が適正な評価となっているか。
- 総合評価の結果と理由に乖離がなく、適正か。

(2) 施策評価について

① 総合評価について

- 定量的評価と定性的評価による総合的な評価が適正な評価となっているか。
- 総合評価の結果と理由に乖離がなく、適正か。

② 代表指標・成果指標・業績指標に係る分析について

- 代表指標の達成状況について、指標の推移、達成・未達成についての認識、全国的順位等、分析が適切に行われているか。
- 同様に成果指標・業績指標の達成状況についても、分析が適切に行われているか。

③ その他

- 記載内容や数値に矛盾点等がないか。

(3) 事業（中間）評価について

① 必要性の観点について

- 理由が明確かつ適切なものか。

② 有効性の観点について

- 事業目標の達成状況の判定が適切か。

③ 効率性の観点について

- コスト削減の取組状況の理由が明確かつ適切なものか。

④ その他

- 記載内容や数値に矛盾点等がないか。

Ⅲ 政策評価委員会における審議対象の選定について

1 選定の視点について

(1) 県政を推進する上で重要な施策・事業であって県民の関心が高い分野であるもの

(2) 評価の点で注目すべきもの

※上記に該当するもののうち、極力近年調査審議対象とされていなかったもの

上記の視点に基づき、一連の政策、施策、事業（中間）を審議対象とする。

2 対象の選定について

1の選定の視点により、次の2組を選定

【教育委員会】

政策6	ふるさとの未来を拓く人づくり戦略
施策4	豊かな人間性と健やかな体の育成
事業	不登校・いじめ問題等対策事業

【公安委員会・警察本部長】

政策	被害者支援の推進
施策	被害者の視点に立った警察活動の推進
事業	犯罪被害者支援事業